国際機関における異議申立機関とその課題

2002年6月28日 国際協力銀行

プレゼン概要

• 1 国際機関における異議申立機関の紹介

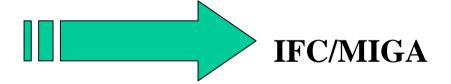
2 これまでのオペレーションの課題と国際機関 の考え方

異議申し立て機関の種類

① 査閲パネル方式 ポリシーや手続きの遵守・不遵守を審査



② オンブズマン方式 被害救済と調停を目的



(1) 設立・申立状況

	設立•申立状況
①IDA/IBRD	-1993年に設立。
(パネル方式)	・これまでに26件の正式な申立。13件のパネル調査勧告。 9件につき理事会が調査承認。
	*パネルにはインフォーマルな形での申立も多数寄せら れている。
②ADB	•1995年に設立
(パネル方式)	・3件の申立。1件の調査
③IFC/MIGA	-1999年に設立。
(オンブズマン方式)	・これまでに9件の申立。うち7件を受理。

(2) 組織・メンバー

①IDA/IBRD	常設パネル、常勤の議長、世銀事務局からは独立。
(パネル方式)	・理事会の推薦を受けた3名のパネルメンバーを総裁が任命。
	・任期は5年。
	・退任後は世銀に関わる役職には就けない。
② ADB	・特設パネル、理事会インスペクション委員会(BIC)に、アドホック
(パネル方式)	にパネルを設置。
(ハヤルガエ) 	・BICが必要性に応じ、ロースター名簿から3名を選出。ロースター
	については理事会の推薦を受けた10名のメンバーを総裁が任 命。
	・任期は5年。
	・退任後5年間はADBに関わる役職には就けない。
3IFC/MIGA	・常設。常勤のリーダーオンブズマン1名、シニアスペシャリスト2名、
(オンブズマン方式)	事務スタッフ3名。リーダーオンブズマンはIFCが公募し、外部有識者
	からなるパネルにおいて選出。シニアスペシャリストは、MIGAとIFC
	によるパネルにて選出。
	・任期は3年。
	・IFC/MIGAのマネージメントからは独立。両機関の総裁の指示
	にのみ従う。
	・退任後は世銀グループに関わる役職には就けない。

	(3) 申立者
TID A /IDDD	- 世知プロジーカレニ トって台の皇

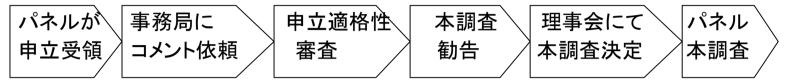
①IDA/IBRD	・世銀プロジェクトによって負の影響を受けている2人以上のグループ
(パネル方式)	・世銀理事(他の理事の同意が必要)
	•理事会
	*被影響住民を代弁していることを立証できれば当該地域における団体が代行して申立を行うことも可。国際的な団体については、被影響住民を代弁していることに加え、当該地域に代行を行える団体が存在しないことも立証する必要。
②ADB	・ADBプロジェクトによって負の影響を受けている現地コミュニティーや
(パネル方式)	グループ。
	•ADB理事
	*影響住民を代弁していることを立証できれば当該地域における団体が代行して申立を行うことも可。国際的な団体については、被影響住民を代弁していること、当該地域に代行を行える団体が存在しないことに加え、理事会の同意も必要。
3IFC/MIGA	・IFC/MIGAのプロジェクト関連地域に居住する個人、グループ、地域
(オンブズマン方式)	社会。
	*当該地域における団体については、被影響者住民に代弁の希望があれば、代行して申立を行うことも可能。国際的な団体については、被影響住民を代弁し、可能な限り、影響がでている地域の団体と共同して申立を行うのが望ましい。

(4) 申立要件

①IDA/IBRD (パネル方式)	 ・プロジェクト関連地域に居住して、負の影響を受けている、もしくは受ける恐れがある。 ・プロジェクト当該国の国民である。 ・すでに世銀事務局に働きかけを行ったが対応に不満。 ・世銀の政策違反(政策・手続きの不遵守)により被害が発生。 *貸付が95%以上終了している案件については調査対象外。 *同一案件の再調査も、新事実が申立の根拠になっていない限り、受け付けない。
②ADB (パネル方式)	・ADBの政策違反(政策・手続きの不遵守)により負の影響が発生、 もしくは発生の恐れがある。 ・政策違反の対象となるのは、理事会で承認された政策・手続きの うち「業務マニュアル」に統合されているもの。 ・すでにADBの事務局に働きかけを行ったが対応に不満。 *貸付が95%以上終了している案件については対象外。 *同一案件の再調査も、新事実が申立の根拠になっていない限り、 受け付けない。
③IFC/MIGA (オンブズマン方式)	・IFC/MIGAの融資、保証案件により社会環境影響を受けている、 もしくは受ける恐れがあること。

(5)調査

①IDA/IBRD(パネル方式)

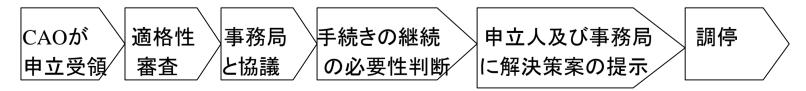


- *99年4月以降は、所定の要件を満たしていれば理事会は本調査承認
- ②ADB(パネル方式)



* 当該国の理事の反対が存在しないことが、現地調査の要件

③IFC/MIGA(オンブズマン方式)



2002/6/28 国際協力銀行 8

(6) 調査結果・モニタリング

①IDA/IBRD (パネル方式)	 パネルはポリシーや手続きの遵守・不遵守を判断、理事会に報告書を提出する。 パネルと事務局の双方の報告に基づき、理事会が最終決定を行う。 ・異議申立の過程で事務局が作成する行動計画は、事務局自身がモニタリングを行っている。
②ADB (パネル方式)	・パネルはポリシーや手続きの遵守・不遵守に加え、改善策を BICに提案し、BICが理事会に提案する。 ・改善策のモニタリングの主体は事務局。
③IFC/MIGA (オンブズマン方式)	・調停が終了した後に、その結果を世銀総裁に報告。必要に応じて、IFC/MIGAその他関係団体がとるべき行動を提案することもある。 ・IFC/MIGAの事務局にもアドバイスを行うことがある。 ・可能なかぎりCAOがモニタリングを行う。必要に応じて、IFC/MIGAのスタッフにモニタリングの支援を要請する場合がある。

2.これまでのオペレーションの課題と国際機関の考え方(1) IDA/IBRD (査閲パネル方式)

IDA/IBRDのパネルの課題	→IDA/IBRDの考え方(JBICによる非公式 ヒアリング)
①借入国からの反発が、IDA/IBRDの本調査の決定に影響を与える。	①かかる批判を受け、1999年以降は、 パネルが調査勧告を行った場合には調 査に反対しない方針をとっており、借入 国の反対で調査が実施されないという 事態は生じていない。
②被影響住民は、英語を話せない場合が多くIDA/IBRDの政策ペーパーの内容も理解することが困難。それ故、自分たちが被っている被害と、世銀の政策違反との因果関係を証明することが難しい。	②こうした状況を改善するために、インスペクションマニュアルに関する簡単なハンドブックを10ヶ国語に翻訳し、セーフガードポリシーも13ヶ国語に翻訳している。
③パネルは調査終了前にプロジェクトを中断する権限がなく、被害が出ていてもプロジェクトが進行する。	③確かにパネルにはプロジェクトを中断する権限はないものの、セーフガードポリシーが遵守されていない場合には、 事務局が対応策を策定し、理事会に提示している。

2.これまでのオペレーションの課題と国際機関の考え方

(2) ADB (査閲パネル方式)

ADBのパネルの課題	→ADBの考え方(JBICによる非公式ヒア リング)
①借入国からの反発が、ADBの本調査の 決定に影響を与える。	①理事会が本調査の実施をするか否かの判断基準は、BICからの報告内容がすべてであり、借入国との関係はまったく考慮されない。
②被影響住民は、英語を話せない場合が 多くADBの政策ペーパーの内容も理解す ることが困難。それ故、自分たちが被って いる被害と、世銀の政策違反との因果関 係を証明することが難しい。	②現在ADBでは異議申立手続きのレビューを行っているが、被影響者がいかにアクセスしやすくするかという点は、レビュー項目の一つである。
③パネルの勧告は、Board Inspection Committee (BIC)を経由して理事会に報告されるが、BICはパネルの行った勧告をすべて理事会に勧告する訳ではなく、パネルの実効性を弱めている。	③BICは理事会に勧告や報告を行う際に、パネルからの報告(勧告)やADBのマネージメントからの報告もすべて報告しており、かかる批判は妥当ではない。

2.これまでのオペレーションの課題と国際機関の考え方

(3) IFC/MIGA (オンブズマン方式)

IFC/MIGAにおけるオンブズマン制度の課題	→ IFC/MIGAの考え方(JBICによる非公式ヒアリング)
①オンブズマンによる調査や調停 の途中のプロセスが公開されておら ず不透明。	①情報公開をどの段階でどの程度行うかは、IFC/MIGAの Disclosure Policyに照らしてケースバーケースで判断される。 申立人(被影響者)のプライバシー保護や、企業の信用を損なわないために、調査や調停が終了するまで情報が公開されない場合もある。
②プロセスに長い時間を要する。	②調停プロセスにかかる時間は、問題がどの程度複雑かによる。迅速な問題解決は非常に重要である。それと同様に非常に重要なのは、すべての主要な関係者から意見を聞き、公正な判断を下すことであり、時間がかかることが止むを得ないケースも存在する。
③CAOは調査終了前にプロジェクトを中断する権限がなく、被害が出ていてもプロジェクトが進行する。	③CAOは案件が理事会に上げられたり、ディスバースを止めたりする権限は有していない。しかし、オンブズマンの勧告は世銀総裁に報告され、IFCのオペレーションにおいても非常に重きを置かれている。もし案件が住民の健康や環境に対して、重大な被害を及ぼすリスクがある場合には、IFCはしかるべき対応をすることになっている。